

# 港湾局所管のいわゆる「その他施設費」に係る 事後評価実施要領細目

## 第1 目的

港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

## 第2 事後評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 治安の維持に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

## 第3 事後評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

### 1. 事業評価を実施する事業

事後評価を実施する事業のうち、事業完了後一定期間が経過した事業とは、以下の事業とする。

- (1) 事業完了後5年が経過した事業のうち、事後評価を実施していない事業
- (2) 事業完了後、事後評価の実施主体の長が、事後評価が必要であると判断した事業

### 2. 事後評価の単位

事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位を基本とし、事後評価の実施主体がプロジェクトの内容を勘案し、適切に設定するものとする。

ただし、隣接するプロジェクト等と一体的となってその効果を発揮するプロジェクト等については、関係する事業主体と調整し、評価の単位を設定するものとする。

## 第4 事後評価の実施手続（実施要領第4 関連）

事後評価の実施主体は、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領「第4 事後評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存」の規定に則り、実施するものとする。

ただし、隣接するプロジェクト等と一体的となってその効果を発揮するプロジェクト等については、関係する事業主体と調整し、事後評価の実施主体を決定するものとする。

改善措置の実施主体については、地方支分部局及び港湾管理者等が実施内容を勘案して協議し決定するものとする。

## 第5 事後評価の手法（実施要領第5 関連）

事後評価を行う際の評価の視点及び評価方法については、以下を基本とし、各プロジェクトの特性に応じて適宜設定するものとする。

### ①費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

新規事業採択時評価時又は再評価時の費用、需要等に関して事業完了後における実績の確認等を行い、その変化等を分析するものとする。

### ②事業の効果の発現状況

輸送コストの削減、安全性の向上、交流機会の増加などの利用者が得る効果、環境や地域経済の影響などの波及効果等の項目について、事業完了後における実績の確認等を行い、その変化等を分析するものとする。

### ③事業実施による環境の変化

事業実施による生活環境、自然環境などへの影響について、事業完了後における実績の確認等を行い、その変化等を分析するものとする。

### ④社会経済情勢の変化

新規事業採択時評価時又は再評価時と事業完了後における社会経済情勢について、その変化等を分析するものとする。

⑤から⑦の事後評価の視点については、①から④の事後評価結果を踏まえ、必要性を検討するものとする。

### ⑤今後の事後評価の必要性

### ⑥改善措置の必要性

### ⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 第6 複合プロジェクトに関する事業評価監視委員会の設置方法等（実施要領第6 関連）

複数のプロジェクトを一体的に評価する場合は、各プロジェクトの事後評価の実施主体が協議の上、当該複合プロジェクトに関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

## 第7 施行

- (1) 本実施細目要領は、平成23年7月1日から施行する。